給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号
埼玉県所沢市小手指南４丁目９番地の92
再生債務者　齋藤　正照
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第３号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番32―402号（従前の住所）滋賀県草津市東矢倉２丁目６番16号コーポ幸201号
再生債務者　櫛濱こと　櫛濱　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月28日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第２号
富山市荒川２丁目８番18号
再生債務者　倉本　和明
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月12日まで
富山地方裁判所

平成２９年（再ロ）第３号
富山市荒川２丁目８番18号
再生債務者　倉本　水紀
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月12日まで
富山地方裁判所

平成２９年（再ロ）第２号
横浜市戸塚区上矢部町1597番地２
再生債務者　朝生　茂彦
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月30日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月13日から平成29年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１０００３号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川847番地33
再生債務者　白川　勉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年３月23日まで
平成29年３月２日　水戸地方裁判所

平成２８年（再ロ）第２号
鹿児島市春山町965番地２（１号棟）
再生債務者　中野　明紘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年３月29日まで
平成29年３月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第６号
鹿児島県鹿児島市平川町640番地３
再生債務者　山口貴巳彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再ロ）第２０号
横浜市南区永田東３丁目17番36―302号
再生債務者　菅原あゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月２日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１４号
大阪府羽曳野市樫山189番地の12
再生債務者　山本　幸江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年２月24日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成29年３月10日
大阪府大阪市中央区本町二丁目１番６号
大阪府石油厚生年金基金
代表清算人　橋本　幸治

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年２月24日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　橋本　幸治
2．住所　大阪府大阪市中央区本町二丁目１番６号
平成29年３月10日
大阪府石油厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告
左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月十日
東京都足立区千住東一丁目二〇番一二号
（甲）医療法人社団民政会
理事長　苑田　一郎
東京都足立区西保木間三丁目二〇番二号
（乙）医療法人社団聖寿会
理事長　伊藤　文子

合併公告
左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月十日
東京都新宿区西新宿三丁目一一番一二号
（甲）医療法人社団松和会
理事長　黒川　清
東京都練馬区高野台一丁目八番一五号
（乙）医療法人社団仁星会
理事長　稲田　俊雄

組織変更公告
当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月十日
仙台市泉区長命ケ丘六丁目三番地の四三
合同会社シューエイ
代表社員　日野　秀

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月十日
東京都豊島区東池袋一―三一―五
ｂｕｆｆ合同会社
代表社員　ソンジャン